

## 令和6年嵐山町農業委員会 第3回総会議事録

### 1. 開会日時

令和6年3月26日（火）午前10時30分～午前11時15分

### 2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

### 3. 出席委員（出席者7名）

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子  
第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子

### 4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届  
出について

日程第 5 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 7 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

### 5. 農業委員会事務局職員及び農政課職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 ( 総会招集あいさつ )

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、  
定足数に達しております。

議長 よって、令和6年嵐山町農業委員会第3回総会は成  
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第3 内田 公生 委員

議席番号 第4 内田 久子 委員

議席番号 第5 安藤 紀子 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。  
会期は、本日一日限りとしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。  
初めに、農業委員会第3回総会に提出されました議案について、報告します。報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について1件、議案第10号・第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件、議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、合計4件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長

以上で、報告を終わります。

議長

続きまして、日程第4 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明いたします。

事務局

届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△番△、地目：畑、面積：493㎡です。

事務局

届出者は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△△氏名A氏です

事務局

転用目的は、長屋住宅の建築です。

事務局

令和6年3月4日、嵐山町農業委員会事務局長専決

事務局 規程に基づき、受理しております。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきましては、報告事項であるため、ご了承願います。

議長 続きまして、日程第5 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇〇字〇〇△△△番△外△筆、地目：畑、面積：374㎡です。

事務局 譲受人は、大里郡寄居町大字〇〇△△△番地△氏名B氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇〇△△△番地  
氏名C氏です。

事務局 転用目的は、自己用住宅です。

事務局 申請者は現在、寄居町の住居にて暮らしております  
が、将来のことを見据えて娘家族との同居を考えてお  
り、現住居では手狭であるため、新たに土地を購入し、  
新築する計画を立てたとのことです。一年間ほど、東  
部東上線沿線にて物件を探しましたが、土地の面積や  
利便性も考慮した結果、いくつかの候補地から当該農  
地を選定し、申請に至ったとのことです。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準  
に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：令和6年6月1日から令和6年12月3  
1日までです。

事務局 農地区分：当該農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書、住宅ローン事前審査結果の通知書が添付されているため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み：まちづくり整備課に開発許可申請を同時申請されております。許可見込みとのことですので、問題ないと思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支  
障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支  
障はないと思われます。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の  
有無、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成の  
みを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である  
場合にはその妥当性、法令により義務付けられている  
行政庁との協議の進捗状況については全て該当しま  
せん。以上です。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行  
います。

議長 どうぞ。

青木委員 外1筆は計画のどの部分になりますか。



事務局 計画図の中の道路後退部分となっております。こちらについては既に現況が公衆用道路とされておりますが、地目が畑のため、申請に含まれております。

青木委員 わかりました。ありがとうございました。

議長 他に質疑はございますか。

(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班青木委員、お願いします。

青木委員 議案第10号について、調査報告をいたします。3月19日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の□側にある農地であり、自己用住宅への転用です。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手 全員

議長

よって、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長

続きまして、日程第6 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。

議長

ここでお諮りいたします。

議長 議案第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 1 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可については関連がありますので、一括上程したいと思います。

議長 これにご異議ありませんか。  
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって議案第 1 1 号及び第 1 2 号を一括上程することといたします。

議長 議案第 1 1 号及び第 1 2 号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 1 1 号及び第 1 2 号について、説明させていただきます。

事務局 今回の案件につきましては、議案第 1 1 号で、農地の一時転用を行うための審議をしていただきます。

事務局           また、議案第 1 1 号については許可後、農地改良され、農地へ復元される予定ですが、復元後は、個人名義で農地を借り入れ、農業に従事したいとのことですので、農地の貸借について、議案第 1 2 号で審議していただきます。

事務局           それでは、議案第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局           申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：1, 3 7 6 m<sup>2</sup>です。

事務局           譲受人は、群馬県安中市〇〇△△△△番地△ 株式会社〇〇〇 代表取締役 氏名 D 氏です。

事務局           譲渡人は、比企郡ときがわ町大字〇〇△△△番地 氏名 E 氏です。

事務局           転用目的は、農地改良です。

事務局

申請者は、山林化し荒廃した農地を復元し、農産物を生産できる農地として蘇らせるため、当該農地の農地改良を行うとのことです。復元した農地の活用方法として、高齢者福祉サービス事業・障害福祉サービス事業と結びつけることを考えているとのことであり、荒廃化している農地を復元する活動を通じ、福祉活動に貢献していくことを目標としているとのことです。

事務局

それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局

工事計画：令和6年5月1日から令和6年5月31日までです。

事務局

農地区分：申請地は、農用地区域内農地ではありますが、当事業は一時的な土地の利用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れはないと思われるため、農用地区域内農地の転用の例外に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書の添付があり、自己資金での工事であるため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと思われます。

事務局 一時転用である場合にはその妥当性：農地改良をする面積が1,000㎡を超える場合は一時転用となりますが、再生利用困難な農地から復元をするためのものですので、やむを得ないと考えます。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。

事務局 続きまして、議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：1,376㎡です。

事務局 譲受人は、坂戸市〇〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇〇〇△△△号室 氏名F氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡ときがわ町大字〇〇△△△番地氏名G氏です。

事務局

申請理由は、農地の貸借です。

事務局

当申請は、使用貸借権を3年間設定し、耕作するという内容ですが、現時点では、所有者は所有権移転までする考えはないとのことです。なお、申請者は、この3年間で適正な農地の管理及び耕作をし、最終的には土地の所有権を取得したいとのことです。

事務局

それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。

事務局

全部効率利用要件：農地法等を通じた契約が今般初のことで、耕作している農地の証明等はありませんが、許可後、借り入れる農地については、営農計画書のとおり、粟を植え付けし、農業に従事すると思われるので、やむを得ないと考えます。

事務局

農業常時従事要件：過去の農業従事日数については不明ですが、営農計画書のとおり、許可後は年間10



事務局 0日程度、農業に従事すると思われまので、やむを得ないと考えます。

事務局 地域との調和要件：申請地周辺は再生利用困難な農地が多く、生産性が低い農地であるため、地域の農作業の効率化に支障はないと思われま。また、申請地全面に栗を植え付けるとのことですので、地域の農業に支障はないと思われま。

事務局 以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われま。以上です。

議長 ありがとうございます。

議案第11号・第12号につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。

内田委員 議案第12号についてですが、栗を植え付けてから

内田委員 収穫までに年間で100日も必要なのでしょうか。従事日数が過大かと思われませんが、いかがでしょうか。

事務局 営農計画書には100日の内訳までは記載されておりませんが、農地改良後の農地の整備、植え付け、収穫、出荷の全ての作業を含めた日数とされております。また、事業の初年度のため、予定の計画とされているので、従事日数については、やむを得ないと考えます。

内田委員 わかりました。ありがとうございました。

議長 他に質問はございますか。

内田委員 議案第11号は法人での申請で、議案第12号は個人での申請となっていますが、どのような理由からでしょうか。また、今後の展望等はどのような計画なのでしょうか。

事務局

議案第11号については、農地改良工事の一時転用の申請である為、工事事業者である法人が申請者である必要があります。議案第12号については、耕作者は個人になるということです。個人名義で申請をするよう、指導いたしました。また、申請者の今後の展望としては、当申請地近辺の農地を復元し、高齢者や障がい者が農業に従事できるような環境を整え、農業と福祉を連携させた活動を推進していきたいということです。

内田委員

わかりました。ありがとうございました。

議長

他に質問はございますか。

青木委員

法人はどのような事業内容を行っているのでしょうか。

事務局

法人の全部事項証明書には、主に高齢者や障がい者への福祉サービス事業や、農作物の生産や販売、農作

事務局 業の代行、緑化及び資源の保全、環境の整備に関する事業を目的とされております。

青木委員 わかりました。ありがとうございました。もう一点、会社の設立の年月日が分かれば教えてください。

事務局 謄本によると、昭和△△年△月△△日とされております。

青木委員 ありがとうございます。

議長 他に質疑はございますか。

(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第4班金井委員、お願いします。

金井委員 議案第11号及び第12号について、調査報告をい

金井委員 たします。3月19日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。〇〇〇〇を渡った□側にある農地です。農地改良を行い、農地へ復旧し、栗を植え付ける予定です。周辺農地に影響はないと思われませんが、下部に埋められる残土について、土量や土質、成分等を確認できる書類を完備させることを条件とし、許可妥当と判断いたします。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知

議長 事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和6年嵐山町農業委員会第3回総会を閉会します。

議長

お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 瀬山 和令

---

委員 内田 公生

---

委員 内田 久子

---

委員 安藤 紀子

---